

[事案 2025-136] 入院給付金支払請求

・令和8年3月27日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2025-153] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

急性腰痛症により入院したことから、令和7年3月に契約した組立型保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款に定める「入院」に該当しないとして支払いを謝絶されたが、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 医師の医学的判断により入院が必要とされ、そのまま即日入院となったものである。入院中は、レントゲン検査、湿布処置、強い痛みに対する安静管理と経過観察が行われ、医師・看護師の管理下に置かれていた。
- (2) 当時は自力歩行ができず、通院での対応は困難な状況であり、主治医からは「入院は必要だった」との見解を得ている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件給付金の支払事由は、その入院が約款所定の「入院」に該当することが要件となる。
- (2) 本件入院は、レントゲン検査において異常がなく治療は安静とするのみであり、主治医において「患者様が入院を希望されなければ自宅安静でも可と思われる。ただし、仕事で東京からの出張の為、自宅安静困難の為、安静入院を必要とした」との見解であったことから、症状や治療内容等から入院治療が必要とされたものではないことは明らかであり、常に医師の管理下において治療に専念しなければならない客観的な理由および自宅等での治療が困難な状態には当たらないため「入院」に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。